

中央環境審議会

会長 鈴木基之殿

環境大臣

小池百合子

地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用と
その海洋環境への影響防止の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

地表環境の大部分を占める海洋環境の保全は、地球環境保全にとって極めて重要であり、海洋汚染を生じさせる恐れのある活動については、厳格に管理することが求められる。

国際的には、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（いわゆる「ロンドン条約」）により、廃棄物の海洋投入処分等の規制が行われており、我が国としても、同条約を締結し、所要の制度を整備し、海洋投入処分等の適切な管理を行ってきた。さらに、平成8年（1996年）には、廃棄物の海洋投入処分等の規制をさらに強化することを内容とする議定書（96年議定書）が採択されたため、平成16年に所要の法制度を整備し、同議定書の締結準備を進めているところである。

今般、地球温暖化対策施策の一つである二酸化炭素地中貯留についての認識が高まり、96年議定書に定める投棄可能な廃棄物として、海底下地層に貯留される二酸化炭素を追加することを内容とする議定書改正案が提案された。同改正案は本年10月の議定書締約国会議において検討される予定であり、改正案が採択されれば、我が国としても、海洋環境保全を確保する観点から、その締結に向けた準備を進める必要がある。

このため、96年議定書の改正を踏まえて、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。